

# 会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度第1回小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部交通対策課
開 催 日 時	平成30年8月21日（火）午前10時30分～正午
開 催 場 所	第一会議室（本庁舎3階）
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	該当なし
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長挨拶</li> <li>2 委嘱状交付</li> <li>3 会長及び副会長の選出</li> <li>4 小金井警察署管内における交通情勢について</li> <li>5 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について</li> <li>(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について</li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> </ol>
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名	別紙のとおり
提 出 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年秋の交通安全運動推進要領（案）</li> <li>・ 平成30年秋の交通安全運動市内広報文（案）</li> <li>・ 「交通安全市民のつどい」のチラシ</li> <li>・ 委員名簿、小金井市交通安全推進協議会設置条例</li> <li>・ 小金井市交通安全計画</li> </ul>

## 平成30年度第1回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 平成30年8月21日（火）午前10時30分～正午

2 場 所 第一会議室（市役所本庁舎3階）

3 内 容

1 市長挨拶

2 委嘱状交付

3 会長及び副会長の選出

4 小金井警察署管内における交通情勢について

5 議題

(1) 平成30年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について

(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について

(3) その他

4 出席者

【委 員】（敬称略）

岡田 茂（代理者）、今枝 正一、染谷 利三、延 毅彦、塩原 真一、白鳥 靖  
（代理者）、村林 竹治、鈴木 和明、小山 定男、土屋 和子、信山 重広、渡辺  
悟、山城 裕路、村手 隆夫（代理者）、上原 貴、清本 秋男

【小金井市】

堀池 浩二（都市整備部交通対策課長）、府川 真之（都市整備部交通対策課交  
通対策係長）、佐藤 翔（都市整備部交通対策課交通対策係主任）

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

【事務局】開会、資格審査、配布資料の確認等

【市 長】挨拶

【市 長】委嘱状の交付

【事務局】委員及び市職員の紹介

【事務局】会長の互選

選出方法についてご意見はないか。

【延委員】

選出の方法については、委員の中から指名推薦の方法により行うのが良

いと考える。

【事務局】

選出方法について、指名推薦によるのご意見があった。そのように決定することに異議はないか。

【委員各位】

意義なし

【事務局】

異議なしと認め、指名推薦の方法で行う。どなたか推薦をいただけるか。

【延委員】

会長には、長年に亘り小金井警察署管内交通安全協会でご活躍され、さらに本協議会委員も長年携わられていることから、土屋和子さんを推薦する。

【事務局】

本協議会会長に土屋和子さんを選出することに異議はないか。

【委員各位】

異議なし

【事務局】

異議なしと認める。よって、ただいま指名したとおり選出することと決定する。

【会 長】挨拶

【事務局】

続いて、条例第5条第3項の委員についてである。規定では「会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を行なう。」となっている。ここで土屋会長に職務代行委員を指定していただきたい。

【会 長】

会長職務代行委員には、小山定男さんを指定する。

【事務局】

続いて、幹事及び書記についてである。規定では、「幹事および書記は、会長が委嘱する。」となっている。ここで土屋会長に幹事及び書記を委嘱していただきたい。

【会 長】

幹事には、堀池交通対策課長を、書記には府川交通対策係長及び佐藤交通対策係主任を委嘱する。なお、委嘱状の交付は省略する。

**【会 長】**

定めに従いまして議長を務めさせていただくので、よろしくお願ひしたい。

最初に「小金井警察署管内における交通情勢について」を、警視庁小金井警察署交通課長の桂川様から説明をお願ひしたい。

**【警視庁小金井警察署交通課長】**

小金井警察署管内における交通情勢について説明

**【会 長】**

ただ今の説明について何かご質問はあるか。ないようなので、議題に入らせていただく。

会議次第5の議題(1) 平成30年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案)について、事務局から説明をお願ひする。

**【事務局】**

委員の皆さんにおかれましては、春・秋の全国交通安全運動に先駆けまして、年2回のこうした会議へのご出席をお願ひしているところである。その中で、交通安全運動をどのように進めていくかということで、小金井市の推進要領をご審議いただいている。

平成30年7月2日付、中央交通安全対策会議交通対策本部にて決定された「平成30年秋の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとし、首都交通対策協議会安全部会幹事会にて、東京都における推進要領が決定された。本市においては、東京都の推進要領を基本として、私共事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日も提案させていただくものである。

それでは、お手元の「平成30年秋の小金井市交通安全運動の推進要領案」をご用意いただきたい。

本年上半期の都内における交通人身事故発生状況は、昨年同時期と比較すると死者数は減少しているが、発生件数・負傷者数ともに増加している。死者は61人（前年同期比－9人）と、未だ交通事故により尊い命が失われている。このため、本年2名（小・中1名ずつ）が死亡している子供や、交通事故死者全体の約4割を占める高齢者の交通事故防止に重点的に取り組むとともに、自転車安全利用の推進、昨年を大きく上回る死亡事故が発生している飲酒運転の根絶（6/20報道資料8件 ※H29年中3件）、交通安全に係る啓発の推進や、良好な道路交通環境の整備等の諸施策を、より効果的に展開していく必要がある。

2 ページをご覧ください。まず目的である。記載のとおりであるが、交通事故を防止するには、やはり市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践することが特に肝要であることから、目的としている。

スローガンは、平成30年中の都内における交通事故防止対策スローガン「世界の交通安全都市TOKYOを目指して」としている。

次に期間である。例年どおり、9月21日（金）から30日（日）までの10日間で実施する。この時期は、秋の行楽シーズン、お彼岸の時期にあたり、人も車も動く時期だと考えられる。そのような時期に、全国的に交通安全を啓発していくということで、昭和23年以降、今回が141回目の全国交通安全運動ということになる。期間中の9月30日（日）は、「交通事故死ゼロを目指す日」と定められている。

主催機関としては、小金井市、本協議会、警視庁小金井警察署、小金井警察署管内交通安全協会、関係機関及び団体ということで、皆さんで力を合わせてこの運動を実施してまいりたいと考えている。

第5として運動の重点である。1から5までは、東京都の首都交通対策協議会で運動の重点として定められている項目となっており、6を本市の独自の重点として掲げ、計6項目を運動の重点として定めている。

- 1 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 二輪車の交通事故防止
- 6 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）

以上、6項目である。

3 ページ以降は、先程ご説明した、6つの運動の重点における具体的な推進要領ということで、それぞれ「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとに記載している。

昨年の秋の推進要領との主な相違点であるが、高齢者の交通事故防止の観点で運転免許証の自主返納を促す項目と、全国交通安全運動推進要綱で定められ、経済産業省からも普及啓発について協力依頼があったことから、自動ブレーキ等の安全運転を支援する機能を搭載したセーフティー・サポーターカーの利用について盛り込んでいる。また、秋の推進要領ということ

で、これから日が暮れるのが早まることから日没より早めに前照灯を点灯する、トワイライト・オン運動の実施について各項目に盛り込んでいる。

本市の独自項目である、(6) 自転車の安全利用の推進については6ページに記載している。本市は、交通人身事故の発生件数は近隣市と比較しても低い水準にあり、平成29年及び本年上半期において死亡事故もゼロとなっているが、自転車が関与する事故の割合が平成29年中約44%と都内平均(約33%)に比べ高い傾向にあるため、独自項目として盛り込んでいる。

7ページ目「2 主催機関の推進事項」については各推進事項を記述しているのでご一読願いたい。委員各位におかれましては、ぜひそれぞれのお立場で、積極的に本要領の内容について周知啓発に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。また、本年4月には多摩地域で子供の交通死亡事故も発生している。教育機関の皆様におかれましては、今一度、基本的な交通ルールやマナーを守ることにについて、繰り返し児童・生徒に対し指導及び注意喚起を行っていただくようお願い申し上げます。

以上、平成30年秋の小金井市交通安全運動推進要領案をご提案申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【会 長】

以上で説明が終了したが、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言願いたい。

・・・・・・・・質疑応答・・・・・・・・

【会 長】

ないようでしたら、本案を原案どおり決定することにご異義はないか。

・・・・・・・・異義なし・・・・・・・・

【会 長】

意義なしと認め、「平成30年秋の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定する。続いて議題(2)交通安全運動期間中の広報活動等について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

運動期間中の広報活動について説明する。次の4つの方法により実施したいと考えている。

#### 1 車両による広報活動

通勤・通学の時間帯にあたる午前8時から9時頃までの約1時間及び午後適宜実施予定としている。平日、市職員が交代で行う。場所は、武蔵小

金井駅、東小金井駅及び新小金井駅の駅前広場を重点的に広報する。

なお、広報テープの録音は、毎回市内の中学生にご協力をいただいておりますが、これは東京都からも高く評価をされているところだが、今回は小金井第二中学校の生徒にご協力をいただく予定となっている。広報文案は配布している内容のとおりで、推進要領に沿って運転免許証の自主返納を促す項目や、セーフティー・サポートカーの利用等について盛り込んでいる。

## 2 交通安全運動のポスター掲示

市庁舎をはじめ、従前どおり市内の全ての教育機関、金融機関、ガソリンスタンド等、約70の事業所に合計100枚程度の啓発ポスターを配布し、市民への周知活動にご協力をいただく予定としている。また、小金井市コミュニティバス「COCOバス」車内にも掲示する予定である。

## 3 のぼり旗の設置

「交通安全運動実施中」を周知する黄色いのぼり旗を運動期間中、市役所本庁舎・第二庁舎前、各駅周辺を中心に設置する。

これにより、ドライバー、歩行者、自転車利用者等全ての市民に交通安全運動が実施されていることを周知したいと考えている。

## 4 市報・ホームページによる広報

市報「こがねい」9月15日号及び市ホームページを活用して、広報していきたいと考えている。

なお、本日チラシを配布しているが、来る9月8日（土）午後2時より「秋の全国交通安全運動市民のつどい」が小金井 宮地楽器ホールにて実施される予定となっている。これは秋の全国交通安全運動のプレイベントとして、本日ご出席いただいている小金井警察署並びに管内交通安全協会が中心となり、毎年春は国分寺市、秋は小金井市で開催しているものである。

また、自転車シミュレーターによる交通安全教室も同ホール内にて12時から16時まで開催予定となっている。

どなたでも可能となっているので、委員各位もお誘い合せの上、ぜひご参加いただきたい。

### 【会 長】

各委員より、何かご質問等はないか。なければ（3）その他である。

各委員より何かご意見、ご質問等あるか。

### 【今枝委員】

自転車の交通ルールについて。免許証がなくても乗れるということで、

車両であるという意識が低いように感じる。

**【小金井警察署交通課長】**

我々も指導に努めている。各事業所においても、従業員への啓発等をお願いしたい。

**【今枝委員】**

自転車と歩行者や、自転車同士の事故発生を危惧している。交通ルールを守ることをアピールしていくべきではないかと考えている。

**【警視庁小金井警察署交通課長】**

現在、警視庁で児童生徒を交通事故・犯罪から守る通学見守り隊を募集している。本日、学校長もいらっしゃるところ、小金井警察署でも多数結成したいと考えているので、よろしくをお願いしたい。もう一点、各事業所を対象として、署員を派遣して交通安全教室を開催している。ご希望される場合は、小金井警察署へ問合せいただきたい。

**【会 長】**

警察署の方でも、色々取り組みをしているようである。各委員においては、利活用や、協力をお願いしたい。

それでは、最後に報酬の振り込みについて事務局から説明がある。

**【事務局】** 報酬の支給について説明

**【会 長】**

何かご質問はないか。

なければ、これで平成30年度第1回小金井市交通安全推進協議会を終了させていただく。今後2年間どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はお忙しい中ご出席いただき感謝する。



平成 30 年

# 秋の小金井市交通安全運動

9月21日(金)～30日(日)

## 推進要領(案)

～世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して～

交通ルールを正しく守りましょう！  
交通マナーを実践しましょう！

9月30日(日)は 交通事故死

**ゼロ** を目指す日です。

小 金 井 市  
小金井市交通安全推進協議会

## 第1 目 的

交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

## 第2 スローガン

世界一の交通安全都市 T O K Y O を目指して

## 第3 期 間

- 1 平成30年9月21日(金)から30日(日)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(日)

## 第4 主催機関

小金井市  
小金井市交通安全推進協議会  
警視庁小金井警察署  
小金井警察署管内交通安全協会  
関係機関及び団体

## 第5 運動の重点

- 1 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 二輪車の交通事故防止
- 6 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）

## 第6 具体的な推進要領

### 1 運動の重点に対する推進要領

#### (1) 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

【子ども】平成30年5月末時点で、都内での中学生以下の子どもの交通事故死者数は1名となっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な交通ルールやマナーを守ることについて、保護者の皆様からお子様に対して繰り返しの注意喚起を行いましょ。</li> <li>○保護者や周囲の大人が交通ルールを守り、子どものお手本とになりましょ。</li> </ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの事故は夕方、道路横断中、自転車乗車中に多く発生しています。これらを踏まえて思いやりのある運転をしましょ。</li> <li>○特に住宅街や裏通りの交差点では、子どもの飛び出しに注意しましょ。</li> </ul>
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職場では通学路を含めた子どもが多く通る場所を確認し、注意して通行しましょ。</li> <li>○学校では、日頃から交通安全について指導しましょ。</li> </ul>

【高齢者】平成30年5月末時点で、都内での高齢者(65歳以上)の交通事故死者数は全死者数の約38%を占めており、年齢層別では最多となっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなどの基本的な交通ルールを守りましょ。</li> <li>○「反射材」の有効性について話し合い、外出時には反射材を身に付けるよう声を掛いましょ。</li> <li>○高齢者の運転について、家族で話し合いましょ。</li> </ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者を見かけたら、徐行するなど「思いやりのある運転」を心掛いましょ。</li> <li>○運転に自信がなくなったり、家族から運転が心配と言われたら、運転免許証の自主返納を考えましょ。</li> <li>○セーフティ・サポートカー(いわゆる「サポカー/サポカーS」)の愛称がついた、安全運転を支援するシステムを搭載した車両の利用を考えましょ。</li> </ul>
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報誌(紙)等あらゆる媒体を活用して、高齢者を交通事故から守るための広報啓発活動を進めましょ。</li> </ul>

## (2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

- ・夕暮れ時は、歩行中の交通死亡事故が増加する傾向にあります。
- ・自転車乗用中の交通事故は、交差点での出会頭が最も多く、安全不確認などの不注意に起因するものが目立っています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなど、交通ルールを守りましょう。</li> <li>○外出時には、明るく目立つ服を心掛け、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自分の存在をアピール」しましょう。</li> </ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トワイライト・オン運動の実施 日没より早めに前照灯を点灯し、夕暮れ時の交通事故を防止しましょう。</li> <li>○ヘルメットを着用し、見通しの悪い交差点や曲がり角では一時停止する等して、周囲の安全をしっかりと確認して運転しましょう。</li> <li>○幼児を幼児用座席に乗車させる際は、シートベルトを着用させましょう。</li> </ul>
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察署や自治体と連携して、自転車実技教室等を開催し、交通安全意識を高めましょう。</li> <li>○学校・職場では、東京都自転車安全利用指針等を参照して、今一度、交通ルールを確認しましょう。</li> </ul>

## (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト非着用時の致死率は、着用時の場合の約15.3倍高くなっています。自動車乗車時は、後部座席も含め全ての座席でシートベルトを着用しましょう。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○シートベルトとチャイルドシートの重要性を理解し、車に乗ったら必ず正しく着用するようにしましょう。</li> </ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分自身だけではなく、同乗者の大切な命を守るものです。前席も後席もシートベルトとチャイルドシートを着用させましょう。</li> <li>○全ての同乗者が正しく使用していることを確認してから運転しましょう。</li> <li>○6歳未満の子どもはチャイルドシートの着用が義務づけられています。</li> </ul>
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所等の管理者は、日常点検等を通じて従業員に対し、全ての座席についてシートベルトの着用を指導・確認をしましょう。</li> </ul>

#### (4) 飲酒運転の根絶

平成29年中、都内の飲酒事故は174件発生しており、うち死亡事故も3件発生しています。また本年はすでに3件を上回る死亡事故が発生しており、未だ根絶には至っていません。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコールの運転への影響や飲酒運転の罪の重さを再確認し、飲酒運転は絶対にやめましょう。</li> <li>○車を運転することを知りながら酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。</li> </ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前日のアルコールが残っている場合があります。運転する前日は深酒を控えましょう。</li> <li>○「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を厳守しましょう。</li> <li>○自転車も飲酒運転は厳禁です。</li> </ul>
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行前には、運転者の体調を確認し、飲酒運転させないよう管理を徹底しましょう。</li> <li>○警察署と連携した講習会の開催など、飲酒運転が悪質な犯罪であることを指導しましょう。</li> <li>○自動車運送事業者は点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組を実施しましょう。</li> </ul>

#### (5) 二輪車の交通事故防止

平成30年5月末時点での都内の二輪車（原動機付自転車を含む）乗車中の交通事故死者数は20人、全交通事故死者数に占める割合は約38%となっています。また、平成29年中の交通事故死者数は41人・25%となっており、全国平均の17.1%に比べて高い割合を占めています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。</li> <li>○二輪車事故の占める割合が高いことなどについて注意喚起しましょう。</li> <li>○交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。</li> </ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カーブの手前では十分に速度を落とすなど、自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努めましょう。</li> <li>○ヘルメットを正しく被り、プロテクターで体を守りましょう。</li> <li>○車の運転手も二輪車の特性を理解して運転しましょう。</li> </ul>
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察署と連携した、二輪車教室を開催するなど、二輪車の特性を踏まえた安全運転を指導しましょう。</li> </ul>

## (6) 自転車の安全利用の推進

### (特に、自転車安全利用五則の周知徹底)

平成30年5月末時点で、都内での自転車乗車中の交通事故死者数は7名となっています。また、平成29年中の小金井市内で発生した交通人身事故に占める自転車関与率は約44%となっており、都内平均よりも高い傾向にあります。

家庭・地域 では	<p>○自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。 ○子どもを自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットを着用させましょう。</p> <div data-bbox="483 629 1339 1010" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>自転車安全利用五則</p><ol style="list-style-type: none"><li>1 自転車は、車道が原則、歩道は例外</li><li>2 車道は左側を通行</li><li>3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行</li><li>4 安全ルールを守る<ul style="list-style-type: none"><li>・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止</li><li>・夜間はライトを点灯</li><li>・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認</li></ul></li><li>5 子どもはヘルメットを着用</li></ol></div>
運転者は	<p>○自転車も車両です。信号や一時停止の標識を守りましょう。 ○販売店等で定期的に点検整備を受けるとともに、万が一の事態に備え損害賠償保険等に参加しましょう。 ○夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを、他の車両や歩行者などに知らせましょう。 ○二人乗り、並進、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険な運転は絶対に止めましょう。</p>
職場・学校 等では	<p>○自転車通勤する従業員がいる場合は、従業員が自転車を安全に利用できるよう、周知するよう努めましょう。 ○業務に自転車を使用する事業者は、従業員への研修、点検整備、保険加入しましょう。</p>

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。

#### 自転車側の高額賠償例

○歩道のない下り坂を走行、正面から歩いてきた歩行者と衝突。歩行者は意識不明。

(神戸地裁平成25年7月4日判決 約9,500万円)

○夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行、歩行者に追突。歩行者は重度の後遺障害

(横浜地裁平成17年11月25日判決 約5,000万円)

※ 自転車についても、損害賠償保険等に参加しましょう。

## 2 主催機関の推進事項

主 催 機 関	推 進 事 項
小金井市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画策定と実施に伴う会議の開催及び関係機関・団体との連絡調整</li> <li>○市報、ホームページ、広報車等の広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開、市内鉄道駅周辺等に「交通安全運動実施中」ののぼり旗を設置する等、地域実態に応じた交通安全普及啓発活動</li> <li>○トワイライト・オン運動の推進</li> </ul>
警視庁小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報啓発活動及び交通安全教育の推進</li> <li>○交通街頭活動及び交通違反者の指導取締りの徹底</li> <li>○関係機関・団体との連携の強化</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通事故多発路線等における安全対策の推進</li> <li>○道路パトロール等を通じた交通安全施設の点検及び道路交通環境の整備</li> <li>○各種交通安全活動の推進と関連行事への積極的な参加</li> <li>○トワイライト・オン運動の推進</li> </ul>
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主的な交通安全活動と各種行事への積極的な参加</li> <li>○職員への周知徹底と飲酒運転根絶、自転車安全利用等の広報・啓発活動の推進</li> <li>○トワイライト・オン運動の推進</li> </ul>
小金井警察署管内交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種行事の開催による交通安全活動の推進</li> <li>○会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進</li> <li>○各種広報媒体を活用した積極的な広報活動</li> <li>○トワイライト・オン運動の推進</li> </ul>
小金井市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校への運動の周知徹底と授業等での交通安全に対する意識付け</li> <li>○各教育機関、PTA等への協力要請と緊密な連携による交通安全教育の推進及び街頭指導活動等の強化</li> <li>○各種広報媒体を活用した保護者への広報・啓発活動の推進</li> <li>○自転車の安全利用に関する普及啓発活動</li> </ul>

# 小金井市交通安全推進協議会委員名簿

平成30年7月18日現在

No.	職名	氏名	備考(推薦団体等)
1	委員	岡田 茂	警視庁小金井警察署 (署長)
2	委員	渡辺 大三	小金井市議会 (議員)
3	委員	今枝 正一	東京消防庁小金井消防署 (署長)
4	委員	染谷 利三	日本郵便株式会社 (小金井郵便局長)
5	委員	浅野 智彦	小金井市教育委員会 (委員)
6	委員	延 毅彦	小金井市教育委員会 (市立小金井第四小学校長)
7	委員	塩原 真一	小金井市教育委員会 (市立南中学校長)
8	委員	白鳥 靖	都立多摩科学技術高等学校 (校長)
9	委員	村林 竹治	小金井市私立幼稚園協会
10	委員	鈴木 和明	小金井警察署管内交通安全協会
11	委員	小山 定男	小金井警察署管内交通安全協会
12	委員	星野 知子	小金井市悠友クラブ連合会
13	委員	土屋 和子	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会
14	委員	信山 重広	武蔵小金井・東小金井駅連絡協議会
15	委員	渡辺 悟	東京むさし農業協同組合小金井支店
16	委員	山城 裕路	小金井市商工会 (理事)
17	委員	波多野 典子	小金井市商工会 (理事)
18	委員	村手 隆夫	(株)小金井自動車学校
19	委員	上原 貴	京王バス中央(株)府中営業所
20	委員	清本 秋男	(一社)東京都トラック協会多摩支部

※ 任期は平成32年4月30日まで



東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例

(目的)

**第1条** この条例は、市内における交道德の高揚と交通安全運動の推進ならびに交通環境の整備、改善および交通事故の防止を図ることを目的とする。

(設置)

**第2条** 前条の目的を達成するため市長の附属機関として、小金井市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第3条** 協議会は、市長の諮問に応じ、必要事項の調査および審議もしくは答申または建議を行なう。

(組織)

**第4条** 協議会に次の役職員を置く。

会長 1名

委員 19名以内

幹事および書記 若干名

(会長の選任および権限)

**第5条** 会長は、委員の互選による。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を行なう。

(委員)

**第6条** 委員は、市内の各官公庁の職員、市内公私立学校の教職員、民間団体の代表および学識経験者等の中から市長が委嘱する。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至つたときは、その委員は委員の資格を失うものとする。

(任期)

**第7条** 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(幹事および書記)

**第8条** 幹事および書記は、会長が委嘱する。

2 幹事および書記は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(招集)

**第9条** 協議会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

(定足数および表決)

**第10条** 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(報酬および費用弁償)

**第11条** 委員は、報酬および公務により出張したときは、費用弁償として旅費を受けることができる。

2 前項の報酬および費用弁償の額ならびに支給方法については、別に定める。

(補則)

**第12条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要事項に関しては、市長が別に定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 平成30年秋の全国交通安全運動広報文（案）

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

交通事故の多くは、交通ルール、マナーを守らなかったために起きています。交通ルールを守り、交通安全の輪を街いっばいに広げて、交通事故をなくしましょう。

「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」 （スローガン）

市民の皆さん

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。少しでもお酒を飲んだら絶対に運転をしないでください。また飲酒運転をしようとしている人がいたら、どうか周りの人が注意をしてやめさせてください。

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」

二輪ライダーの皆さん

二輪車による交通事故が増えています。スピードの出しすぎや、無理な追い越しは大変危険です。また、交差点やカーブの手前では十分にスピードを落とすなど、安全な走行に心掛けましょう。

ドライバーの皆さん

子どもと高齢者の歩行中の事故が増えています。子供や高齢者の動きに注意し、徐行や十分な間隔を保持し、思いやりのある運転をしましょう。

日が暮れるのが早くなります。日没より早めにライトを点灯し、夕暮れ時の交通事故を防ぎましょう。

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

ただ今、秋の全国交通安全運動が行われています。

よい子の皆さん

車は急に止まれません。道路に飛び出すのは絶対にやめましょう。道路を渡る時は、必ず止まって左右をよく見て車が止まるのを確認してから渡りましょう。

自転車でご通行中の皆さん

自転車の交通事故が増えています。

二人乗り、傘差し、スマートフォン使用等の危険な運転は絶対にやめましょう。

自転車は車道が原則、歩道は例外、車道を走る時は左側を通行しましょう。信号無視、スピードの出し過ぎなどは交通違反です。

歩道は歩行者が優先です。ベルを鳴らす前に、降りてください。

交通事故を起こしてからでは、遅すぎます。

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

ただ今、秋の全国交通安全運動が行われています。

高齢者の皆さん

お年寄りの交通事故が増えています。事故にあってしまったお年寄りの多くが、長い経験から「自分は交通事故に遭わない」と思い込んでいます。

自分の運転を再確認して、少しでも不安があったら、運転免許の自主返納を考えましょう。

ご家庭でも、自主返納について話し合しましょう。

安全運転を支援する、セーフティ・サポートカーの利用も考えましょう。

ドライバーの皆さん

シートベルトを締めていますか。シートベルトを締めていればケガも防げた、という交通事故が後を絶ちません。助手席はもちろん、後部座席もシートベルトを締めてください。シートベルトは、「あなたや家族を守る命綱」です。

自転車でご通行中の皆さん

二人乗り、傘差し、スマートフォン使用等の危険な運転は絶対にやめましょう。

日没より早めにライトを点灯しましょう。

交通ルールとマナーを守り、交通事故を防ぎましょう。

ただ今、秋の全国交通安全運動が行われています。

# 秋の全国交通安全運動 “市民のつどい”

平成30年9月8日(土)

小金井宮地楽器ホール

開場 午後1時から  
入場は無料です

- 第1部 14:00~14:30 式典
- 第2部 14:30~15:10 交通安全教室  
バンド演奏
- 第3部 15:15~16:00 交通安全漫談(塩之糍豊丸)

主催：小金井警察署・小金井警察署管内交通安全協会  
共催：小金井市・国分寺市

《問い合わせ》小金井警察署交通総務係 電話042-381-0110(署代表)  
小金井警察署管内交通安全協会 電話042-381-7145

